

部 課 長 各位

総務部長 鈴木 嘉 弘

令和4年度の予算編成方針について（通知）

このことについて、田原市財務規則第5条の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

## 1 財政見通し

- 国は「経済財政運営と改革の基本方針2021」において、新型コロナウイルス感染症（以下「感染症」という。）対策に最優先で取り組みながら、ポストコロナも見据えた取組を推進する旨の方向性を示すとともに、地方財政においても安定的な財政運営に必要となる一般財源総額について、本年度と同水準を確保するとしている。
- 本市の財政は、合併算定替や法人市民税の国税化による段階的な予算規模の縮小要素が終結したものの、依然として行政需要に対する収入規模のアンバランスは解消しておらず、社会動向を踏まえ、地域活力を維持していくためには、一層の支出適正化と長期的な財源確保策を構築する必要がある。  
また、感染症の感染拡大に伴う市民生活の変化や経済活動の様々な制約により、先行きが不透明な状況にあり、今後の感染症の影響を注視する必要がある。

## 2 予算編成の基本方針

### ○総合計画及びまち・ひと・しごと創生総合戦略の着実な実施

長期的な展望に立った計画的な行政運営を行うため、第16期実施計画に掲げる事業を着実に実施する。特に、喫緊の課題である人口減少対策・人口増加策を推進するため、第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げる事業を集中的に実施する。

### ○ポストコロナ（ウィズコロナ）対策の実施

市民生活を守り、地域経済の下支えするため、感染症対策やその収束後の「ポストコロナ」に向けた取組を実施する。

### ○デジタル変革（DX）の推進

感染対策を契機としたデジタル化を一層推進しながら、行政サービスの向上と業務のあり方の見直しに取り組むとともに、様々な地域の課題解消や活性化策にデジタル技術を積極的に活用し、「誰もが豊かさを享受できる効率的で利便性の高い地域社会」を実現するため、市の取組及び市民・事業者等の取組を促進させる。

## ○ゼロカーボンシティに向けた取組

本市の特性を活かし、地球温暖化防止宣言都市として、ゼロカーボンシティの実現を目指すなかで、市が率先実施する新エネルギー導入・省エネルギー・省資源だけでなく、市民・事業者等の取組を促進させ、環境共生型産業の転換・活性化により、地域の持続可能性の向上を目指した取組を進める。

## ○予算規模縮小に応じた行政サービスの見直し

予算規模の縮小局面やポストコロナ対策など新しい行政需要が求められるなかで、個性と活力ある「元気な渥美半島」の実現を目指すためには、施設の廃止、統合等を含めた行政サービスの再構築が必要となる。建設事業やその他行政経費に限らず、固定性の強い義務的経費（人件費・社会保障費等）も含め、サービスの在り方から再検討を行う。

第4次行政改革大綱、行政評価、公共施設等総合管理計画等にも留意し、市民や民間事業者との協働、広域連携により行政サービスの再構築を推進する。

## 3 重点施策

予算編成の基本方針を踏まえ、次の各施策を重点施策として展開する。

### ○住んでみたい・訪ねてみたいまちづくり

「地域の特色を活かした産業の振興」、「定住・交流人口の拡大」等の施策

### ○住み続けたいまちづくり

「妊娠・出産・子育て環境の充実」、「福祉・医療の充実」、「教育環境の充実」、「安心・安全で快適なまちづくり」等の施策

### ○未来につながるまちづくり

公共施設等総合管理計画に基づく保有資産のスリム化・長寿命化への取組、行政サービスの民営化等の「持続可能なまちづくり」等

## 4 予算編成方法

- 予算要求に当たっては、部単位に一般財源ベースでの要求上限額を設定する。
- 「個別査定方式」により、全ての事業の見直しを積極的に進めるとともに、事業の重点化を行う。

## 5 指示事項

- (1) 予算規模の縮小・人口の減少が進む中であっても、必要な市民サービスを維持していくための手法・考え方をゼロベースで検討すること。民間サービスの活用を検討するに際して、経費支出から規制緩和による民間の企業活動活性化への転換など、「最小費用・最大効果」の実現を目指すこと。
- (2) 基本方針に掲げる「DX」、「ゼロカーボン」の推進に当たっては、市役所の内部事務の見直しや施設改修にとどまらず、市民・企業を含めたこの地域全体の取組であることを十分に意識して事業立案すること。
- (3) 議会審議、決算審査、地域コミュニティ連合会等で実施・改善等に取り組むこ

としたものは、十分に検討・調整した上で予算計上すること。

- (4) 一年間に見込まれる全ての収入・支出は、当初予算に計上することを基本とする。ただし、国・県補正対応等のやむを得ないもの、災害対応（6、9、12月）、公共事業平準化の取組（12月）及び公共施設修繕等の適正管理（12月）については、必要に応じて補正予算で対応する。
- (5) 公共施設の維持補修については、公共施設等総合管理計画の目標（20年間でコスト3割）に沿った個別施設計画に基づく内容でなければ、令和4年度予算には計上できないこととする。
- (6) 特別会計及び企業会計は、一般会計との負担区分を明確にし、財政運営の自立性を高めるための歳入確保を促し、一般会計からの繰出金及び補助金等ができる限り削減すること。
- (7) 現時点では、国・県の予算、地方財政計画とも未定であるので、現行制度による見積りとなるが、その動向には予算要求後にあっても十分留意し、国・県の補正予算対応への組替など変更等があれば速やかに財政課に連絡すること。

以上の点に配慮して、各部は予算要求に当たり、この編成方針の下、「**予算要求要領**」により行うものとする。